

流量観測業務共通仕様書

鹿児島県土木部
平成29年2月

目 次

第1章 総則

| | | |
|-------|-----------------------|----|
| 第 1 条 | 適 用 | 1 |
| 第 2 条 | 用語の定義 | 1 |
| 第 3 条 | 業務の着手 | 2 |
| 第 4 条 | 作業の実施 | 2 |
| 第 5 条 | 設計図書の支給及び点検 | 2 |
| 第 6 条 | 監督職員 | 3 |
| 第 7 条 | 主任技術者 | 3 |
| 第 8 条 | 担当技術者 | 4 |
| 第 9 条 | 提出書類 | 4 |
| 第10条 | 打合せ等 | 4 |
| 第11条 | 作業計画 | 4 |
| 第12条 | 資料等の貸与及び返却 | 5 |
| 第13条 | 作業管理 | 5 |
| 第14条 | 作業の実施及び調査地点の確認 | 5 |
| 第15条 | 関係官公庁への手続き等 | 6 |
| 第16条 | 土地への立入り等 | 6 |
| 第17条 | 成果品の提出 | 6 |
| 第18条 | 関連法令及び条例の遵守 | 6 |
| 第19条 | 検 査 | 6 |
| 第20条 | 条件変更 | 7 |
| 第21条 | 契約変更 | 7 |
| 第22条 | 履行期間の変更 | 8 |
| 第23条 | 一時中止 | 8 |
| 第24条 | 発注者の賠償責任 | 8 |
| 第25条 | 受注者の賠償責任 | 8 |
| 第26条 | 部分使用 | 8 |
| 第27条 | 再委託 | 9 |
| 第28条 | 成果品の使用等 | 9 |
| 第29条 | 守秘義務 | 9 |
| 第30条 | 現場の管理と安全等の確保 | 9 |
| 第31条 | 個人情報の取扱い | 10 |
| 第32条 | 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 | 10 |

第2章 低水流量観測

| | | |
|------|-------|----|
| 第33条 | 観測の範囲 | 11 |
| 第34条 | 観測の実施 | 11 |
| 第35条 | 流速計 | 11 |

| | | |
|------|---------|----|
| 第36条 | 精度管理 | 11 |
| 第37条 | 成果品（低水） | 11 |

第3章 高水流量観測

| | | |
|------|---------------|----|
| 第38条 | 観測の範囲 | 12 |
| 第39条 | 観測の実施 | 12 |
| 第40条 | 浮子 | 12 |
| 第41条 | 精度管理 | 12 |
| 第42条 | 指示事項及び連絡事項の定義 | 12 |
| 第43条 | 成果品（高水） | 12 |

第1章 総則

第1条 適用

1. 流量観測業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、鹿児島県土木部の発注する流量観測（以下「流量観測」という。）に係る委託業務契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、流量観測の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議の職務等を行うもので、総括監督員、監督員を総称していう。
4. 「検査員」とは、流量観測の完了の確認にあたって、契約書第8条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
7. 「契約書」とは、鹿児島県契約規則第28条に基づいて作成された書類（約款を含む）をいう。
8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、質問書回答書をいう。
9. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
10. 「共通仕様書」とは、流量観測に共通する技術上の指示事項を定める本図書のことをいう
11. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該流量観測の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
12. 「質問書回答書」とは、入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
13. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
14. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、流量観測の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

15. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。
16. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、採水作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、流量観測の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
19. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た流量観測の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
20. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
21. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
22. 「協議」とは、書面により契約書図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
23. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、流量観測に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
24. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。また、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
25. 「検査」とは、検査員が流量観測の完了を確認することをいう。
26. 「打合せ」とは、流量観測を適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督職員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
27. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
28. 「協力者」とは、受注者が流量観測の遂行にあたって、再委託する者をいう。

第3条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に流量観測に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が流量観測の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第4条 作業の実施

1. 受注者は契約書、設計図書に基づき監督職員の指示を受け、誠実かつ正確に実施しなければならない。
2. 本作業は、「河川砂防技術基準（案）調査編第3章」に準拠し実施するものとする。
3. 受注者は、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した事項については、監督職員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

第5条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の

原図若しくは、電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等は無償で追加支給するものとする。

第6条 監督職員

1. 発注者は、流量観測における監督員を定め、受注者に通知するものとする。総括監督員を定めたとき、監督職員を変更したときも同様とする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督職員の権限は、契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち契約担当者が必要と認めて監督職員に委託したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限とする。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は主任技術者に対する業務に関する指示
 - (2) 契約書及び設計図書の記載の内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 契約の履行に関する受注者又は主任技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
4. 受注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書に基づく契約担当者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
5. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。
6. 書面に定める書類の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

第7条 主任技術者

1. 受注者は、流量観測における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ流量観測業務の十分な実務経験を有する者で、日本語に堪能でなければならない。
3. 主任技術は契約図書等に基づき、流量観測に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

第8条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名、担当する業務範囲、その他必要な事項（設計図書で資格が必要とされている場合はその資格を証明する書類等）を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）
2. 流量観測業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第9条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたいうえで、登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第10条 打合せ等

1. 流量観測を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、流量観測の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 流量観測着手時及び特記仕様書で定める流量観測の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互確認しなければならない。
3. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第11条 作業計画

1. 受注者は、契約締結後14日以内に作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 作業計画書には、下記事項を記載するものとする。
 - (1) 作業内容（目的、概要）
 - (2) 作業の順序及び方法

- (3) 作業工程表
 - (4) 作業組織表（作業の班編成とその内容及び責任者）
 - (5) 打合せ及び立会い計画
 - (6) 使用する主な図書及び基準
 - (7) 連絡体制（緊急時を含む）
 - (8) 使用機械一覧（種類・名称・性能）
 - (9) 仮設備計画
 - (10) その他の必要事項
3. 調査用仮設物は、図面及び特記仕様書に指定されたものを除き、請負者の責任において行うものとする。
 4. 受注者は、作業計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度感得職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
 5. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な作業計画に係る資料を提出しなければならない。

第12条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、特記仕様書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第13条 作業管理

1. 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解した上で調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者は、作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。
3. 受注者は、作業の進捗状況を監督職員に報告しなければならない。
4. 調査現場が隣接し、又は同一現場において別途採水がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
5. 受注者は、作業に当たり、水陸交通の妨害又は、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
6. 受注者は、流量観測作業中安全に留意しなければならない。

第14条 作業の実施及び調査地点の確認

1. 受注者は、主要な作業段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。
2. 受注者は、作業着手前に、その位置を確認しておかなければならない。また、作業地

点の標高が必要な場合は、基準とする点について監督職員の承諾を得なければならない。

第15条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、流量観測の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、流量観測を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第16条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う流量観測を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち流量観測が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、流量観測実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、設計図書に定めのある場合を除き、監督員の承諾を得たうえ、第三者の土地への立ち入りについて当該土地占有者の了解を得るものとする。
3. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
なお、受注者は、業務完了後直ちに身分証明書を発注者に返却しなければならない。
4. 特に定めのある場合を除き、借地料、伐採その他の補償は受注者において行うものとする。

第17条 成果品の提出

1. 受注者は調査業務が完了したときは、下記に記載した項目のほか設計図書に示す成果品を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間中においても、成果品を部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は成果品においては、S I単位を使用するものとする。S I単位と非S I単位を併記する場合は（ ）内を非S I単位とする。

第18条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、調査業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

第19条 検査

1. 受注者は、契約書第8条第1項の規定に基づき、委託業務完成届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、流量観測の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知する

ものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査員は、主任技術者の立合の上、次の各号に掲げる行うものとする。
 - (1) 流量観測成果品の検査
 - (2) 流量観測管理状況の検査流量観測の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第20条 条件変更

1. 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求するものとする。
 - (1) 図面、仕様書、質問書書が一致しないこと
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態（天災等（公共土木施設災害復旧事業査定方針第3第1項に掲げるものをいう。）不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。）が生じたこと
2. 発注者は、前項に規定による確認を請求されたとき又は自ら前項にあげる事実を発見したときは、受注者の立ち会いの上、直ちに調査を行うものとする。ただし、受注者が立ち会いに応じない場合には、受注者の立ち会いを得ずに行うことができる。
3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行うものとし、その指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第21条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、流量観測業務委託業務の変更を行うものとする。
 - (1) 委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 発注者と受注者が協議し、流量観測履行上必要があると認められる場合
 - (4) 委託料の変更に代える業務内容の変更を行った場合
2. 受注者は前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第 20 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
- (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 22 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して調査業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

第 23 条 一時中止

1. 契約書第 4 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、調査業務の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができるものとする。
 - (1) 第三者の土地への立入り了解が得られない場合
 - (2) 関連する他の作業の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、請負者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

第 24 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 4 条に規定する一般的損害、契約書第 7 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 25 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 4 条に規定する一般的損害、契約書第 7 条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 9 条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 26 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合

2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第27条 再委託

1. 受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託してならない。また、次の各号に掲げる主たる部分については、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 流量観測における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、鹿児島県土木部の建設コンサルタント業務及び地質調査業務指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第28条 成果品の使用等

1. 受注者は、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第29条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第17条の規定により、調査業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、成果品の発表に際して、第28条第1項の承諾を受けた場合にはこの限りではない。

第30条 現場の管理と安全等の確保

1. 受注者は、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のために努めなければならない。
2. 受注者は、必要がある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、流量観測実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、流量観測の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、流量観測の実施にあたり、災害防止のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達）を遵守して災害の防止に努めるものとする。
 - (2) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
6. 受注者は、流量観測の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
7. 受注者は、流量観測実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
8. 受注者は、業務が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。

第31条 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律58号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第32条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1.により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第2章 低水流量観測

第33条 観測の範囲

原則として流速計で観測が可能な流量規模とする。

第34条 観測の実施

1. 観測方法及び流量の計算方法は、原則として第4条2項の「基準」により行う。
2. 観測回数は、特記仕様書に示すほか監督職員の指示によるものとする。

第35条 流速計

1. 観測に使用する流速計は、音数式又は直読式とする。
2. 1回の観測時間は少なくとも20秒以上とし、2回繰り返す。なお、直読式流速計では、平均流速を読みとるものとする。

第36条 精度管理

受注者は、精度管理図を作成し、常に精度向上に努めなければならない。

第37条 成果品（低水）

受注者は、以下に記載した成果品のほか、共通仕様書に記載された成果品について、第17条「成果品の提出」に従い納品するものとする。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 観測流量表
- (3) 精度管理図

第3章 高水流量観測

第38条 観測の範囲

原則として浮子観測による流量規模とする。

第39条 観測の実施

1. 観測方法及び流量の計算方法は、原則として第4条2項の「基準」により行う。
2. 観測回数は、特記仕様書に示すほか監督職員の指示によるものとする。

第40条 浮子

浮子は、表面浮子又は棒浮子を使用すること。

第41条 精度管理

受注者は、精度管理図を作成し、常に精度向上に努めなければならない。

第42条 指示事項及び連絡事項の定義

1. 流量観測作業にあたっての監督職員の指示事項及び指示事項に対する受注者の連絡事項とは下記のほか特記仕様書に記載した事項とする。
2. 指示事項は、下記のとおりとする。
 - (1) 待機指示とは、台風、集中豪雨等により河川の増水の場合、又は予想される場合において観測に必要な人員を受注者の基地に集合するよう指示したことをいう。
 - (2) 現地出勤指示とは、流量観測実施のために現地（観測地点）に出勤するよう指示したことをいう。
 - (3) 待機解除指示とは、受注者の基地での待機を解除するよう指示したことをいう。
 - (4) 最終観測時刻指示とは、現地（観測地点）における最終の観測時刻を指示したことをいう。
 - (5) 観測指示とは、現地（観測地点）における指示した水位の流量観測作業を実施するよう指示したことをいう。
3. 連絡事項は、下記のとおりとする。
 - (1) 準備完了連絡とは、社内待機指示に対して観測に必要な人員が集合したことを監督職員に連絡することをいう。
 - (2) 観測終了連絡とは、観測時刻指示に対して観測が終了したことを監督職員に連絡することをいう。

第43条 成果品（高水）

受注者は、以下に記載した成果品のほか、共通仕様書に記載された成果品について、第17条「成果品の提出」に従い納品するものとする。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 横断（深淺）測量野帳
- (3) 観測流量表
- (4) 精度管理図